

令和 8 年度 第一回嘉麻市環境審議会

日時：令和 8 年 7 月 1 3 日（月） 午後 2 時から

場所：嘉麻市役所本庁舎 4 階 防災対策室

1. 委嘱書交付式
2. 市長挨拶
3. 委員及び事務局職員自己紹介
4. 会長、副会長選出
5. 会長挨拶
6. 嘉麻市環境審議会の概要について
7. 所掌事務及び今後の審議事項について
8. 報告事項
 - 1) 公害防止協定書の変更締結について（NOK 九州株式会社 嘉麻工場）
9. 審議事項
 - 1) 第 1 種井戸地下水採取許可申請について（JA 北九州ファーム）
10. その他

嘉麻市環境審議会委員名簿

任期 令和 8年7月11日から
令和10年7月10日まで

	所 属	職 名	(フリガナ) 氏 名	構成要件	備考
1	近畿大学産業理工学部 生物環境化学科	教授	マツモト コウゾウ 松本 幸三	学識経験を有するもの	
2	市民		マツダ クニ子 松田 克子	公募による市民	
3	嘉麻市議会	民生文教委員会 委員	イワナガ トシカツ 岩永 利勝	市長が特に必要と認める 者	
4	嘉麻市議会	民生文教委員会 委員	トヨタ カズモト 豊田 一元	市長が特に必要と認める 者	
5	福岡県嘉穂・鞍手保健 福祉環境事務所	環境長	オオムラ テツオ 大村 徹男	関係行政機関の職員	
6	福岡県飯塚県土整備事 務所	地域整備主幹	タカハシ ユウコ 高橋 佑子	関係行政機関の職員	
7	福岡県飯塚農林事務所	農山村振興課長	ミウラ セイジ 三浦 誠司	関係行政機関の職員	
8	嘉麻市商工会	会長	シマダ ヒロミ 嶋田 尋美	公共的団体	
9	福岡県広域森林組合 嘉飯山支店	支店長	ヤマダ ヒサヨシ 山田 久能	公共的団体	

○嘉麻市環境基本条例

平成 19 年 7 月 6 日

条例第 21 号

改正 平成 30 年 6 月 26 日条例第 31 号

私たちのまち嘉麻市は、母なる遠賀川やその源流を抱く山々の豊かで美しい自然に恵まれた環境の恩恵を受けながら、個性ある伝統や文化を育み、今日までの発展を築いてきた。

しかしながら、物質的な豊かさや生活の利便ばかりを追い求める現代の社会経済活動は、資源の浪費や不用物の廃棄を繰り返し、その結果、環境への負荷を増大させ、私たちの暮らす地域の環境ばかりでなく、あらゆる生物の生存基盤である地球全体の環境をも脅かすに至っている。

もとより、恵みある健全な環境のもとで、健康で文化的な生活を営むことは、私たちの権利であるとともに、この健全な環境を次の世代に引き継ぐことは、私たちの願いであり、また責務である。

今こそ、私たちひとりひとりが、環境を守る重要な役割を担っていることを深く自覚し、人間にとって真に豊かな生活とは何かを真剣に考えるとともに、互いの力を合わせて、これらの環境問題に取り組む行動を起こさなければならない。

こうした決意のもと、私たちは、自然豊かな環境を保全し、よりよい環境を創造するとともに、人間と自然が共生できるふれあいと安心のまちづくりを進めることにより、将来にわたって持続的に発展することができる社会の実現を目指して、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定め、これらの施策を総合的かつ計画的に推進することにより、現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定

めるところによる。

- (1) 自然環境 大気、水、土壌及び動植物を一体として総合的にとらえたもので、人間の生存の基盤である環境をいう。
- (2) 生活環境 人の生活に関係のある環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）をいう。
- (3) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (4) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (5) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生じることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念により行わなければならない。

- (1) 全ての市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ承継していくこと。
- (2) 環境資源の適正な管理及び循環的な利用を図り、環境への負荷の少ない持続的に発展することが可能な社会を構築すること。
- (3) 多様な生態系を有する自然環境に配慮し、人間と自然との共生を図ること。
- (4) 地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることを認識し、日常生活及び事業活動において、地球環境の保全を自らの課題としてとらえ、これを積極的に推進すること。
- (5) 環境の保全及び創造に関し、市、市民及び事業者がそれぞれの責

務を自覚し、公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的な取組みを行うこと。

（一部改正〔平成30年条例31号〕）

（市の責務）

第4条 市は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、自ら行う事業の実施に当たっては、環境の保全及び創造に配慮するとともに、環境への負荷の軽減に努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、日常生活において、資源及びエネルギーの節約を図るとともに、廃棄物を適正に処理し、排出を抑制することにより、環境への負荷の軽減に努めなければならない。

2 市民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、自らの事業活動を行うに当たっては、これに伴って生じる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるとともに、これに伴う環境への負荷の軽減に努めなければならない。

2 事業者は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、環境の保全及び創造に関して実施される市の施策及び市民の活動に協力しなければならない。

（施策の基本方針）

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針として、各施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

（1） 市民の健康が保護され、生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態で保持されること。

（2） 廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が推進されることにより、環境への負荷の軽減が図られること。

(3) 生物の多様性の確保が図られるとともに、自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

(4) 良好な景観及び歴史的文化的遺産の適正な保全が図られ、自然環境との調和のとれた快適な環境が創造されること。

(5) 環境の保全及び創造を効果的に推進するため、全ての者が協働して取り組む社会を構築すること。

(一部改正〔平成30年条例31号〕)

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、嘉麻市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、前条に定める基本方針に基づき、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標

(2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(3) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ長期的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ第16条に規定する嘉麻市環境審議会の意見を求めなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(一部改正〔平成30年条例31号〕)

(行動指針)

第9条 市長は、環境基本計画に基づき、市、市民及び事業者のそれぞれの役割に応じた行動指針を定め、これに基づく行動を協働して推進しなければならない。

(環境教育等の推進)

第10条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての関心と理解を深め、これらの者の自発的な活動が促進されるように、環境の保全及

び創造に関する教育及び学習並びに広報活動を推進するものとする。

（環境情報の提供）

第 1 1 条 市は、市民及び事業者とともに、環境の保全及び創造に関する情報の適切な共有が図られるように、積極的に情報の提供に努めなければならない。

（市民等の自発的な活動の促進）

第 1 2 条 市は、市民及び事業者が行う環境の保全及び創造に関する自発的な活動が促進されるように、指導、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定及び実施するに当たっては、市民及び事業者の参加の機会を確保し、これらの者の意見を施策に反映するよう努めなければならない。

（年次報告書の作成及び公表）

第 1 3 条 市長は、毎年、環境の現状及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況等についての年次報告書を作成し、公表しなければならない。

（調査研究の実施等）

第 1 4 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に推進するために必要な調査研究を実施するとともに、測定、監視、検査等の体制整備を図ることにより、環境の状況の的確な把握に努めるものとする。

（国及び他の地方公共団体等との協力）

第 1 5 条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組について、国及び他の地方公共団体等と協力し、積極的にその推進に努めるものとする。

（一部改正〔平成 3 0 年条例 3 1 号〕）

（環境審議会の設置）

第 1 6 条 市の環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査し、及び審議するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき、嘉麻市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の諮問等に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議す

る。

- (1) 環境基本計画に関する事項
- (2) 環境の保全及び創造に関する基本的事項
- (3) その他環境の保全及び創造に関し、市長が特に必要と認める事項

3 前項に定めるもののほか、審議会は、環境の保全及び創造に関する事項に関し、市長に建議することができる。

(一部改正〔平成30年条例第31号〕)

(審議会の組織等)

第17条 審議会は、環境問題に関する学識経験を有する者を含む委員12人以内をもって組織する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が、委嘱されたとき又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

4 その他審議会の運営に必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成30年条例第31号〕)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年6月26日条例第31号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

○嘉麻市環境審議会規則

平成30年6月26日

規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、嘉麻市環境基本条例（平成19年嘉麻市条例第21号）第17条第4項の規定に基づき、嘉麻市審議会等の会議及び会議録の公開に関する規程（平成22年嘉麻市告示第131号）に定めるもののほか、嘉麻市環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 1人以内
- (2) 公共的団体等が推薦する者 2人以内
- (3) 関係行政機関職員 3人以内
- (4) 市民からの公募による者 4人以内
- (5) その他市長が必要と認める者 2人以内

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

5 会長及び副会長とともに事故があるとき又はともに欠けたときは、市長が会議を招集する。

(招集通知)

第5条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議開催の日時、場所及び付議事件を委員に通知しなければならない。

(関係者の出席等)

第6条 審議会は、必要に応じ関係者及び専門的知識を有する者等に会議への出席及び資料提出等の協力を依頼することができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(嘉麻市環境審議会規則の廃止)

2 嘉麻市環境審議会規則（平成19年嘉麻市規則第33号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行前旧規則によってした行為は、この規則によるものとみなす。

4 この規則の施行の際現に旧規則に基づく審議会の委員である者は、引き続きこの規則に基づく審議会の委員とみなし、その任期は、旧規則に基づく委嘱又は任命の日から起算する。

○嘉麻市自然環境保全条例

平成 19 年 12 月 26 日

条例第 32 号

改正 平成 30 年 6 月 26 日 条例第 28 号

(目的)

第 1 条 この条例は、嘉麻市環境基本条例(平成 19 年嘉麻市条例第 21 号。以下「環境基本条例」という。)の理念にのっとり、自然環境に重大な影響を及ぼす事業活動を未然に防止することにより、自然環境を保全し、もって市民の安全な生活環境を守ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然環境 環境基本条例第 2 条第 1 号に規定する自然環境をいう。
- (2) 生活環境 環境基本条例第 2 条第 2 号に規定する生活環境をいう。
- (3) 周辺住民 事業計画地が所在する行政区（これに隣接する行政区を含む。）の区域に居住する者をいう。
- (4) 不適正な事業活動 第 6 条第 1 項の規定による届出が必要であるにもかかわらず届け出ていない事業活動（届出に明示されていない事業活動を含む。）をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、自然環境の保全及び安全な生活環境を守るために必要な施策を総合的に実施しなければならない。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、自らが自然環境の保全に支障を与える行動を慎み、市の自然環境保全の施策に積極的に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、周辺住民に対して自らの事業活動に関する説明を十分に行うよう努めるとともに、市の自然環境保全の施策に積極的に協力しなければならない。

2 事業者は、自らの事業活動を行うに当たり、常に市民の生活環境の安全

に影響が生じないよう十分な注意を払うとともに、その影響が生じ、又は生じるおそれのあるときは、直ちにその防止措置を講じなければならない。

（事業計画の届出）

第6条 市内において、次に掲げる事業であって規則で定める規模以上のものをしようとする事業者は、事業を開始する前に当該事業に係る事業計画（以下「事業計画」という。）を市長に届け出なければならない。

- （1） 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更を行う事業
- （2） 木竹を伐採する事業
- （3） 土石類を採取する事業
- （4） 廃棄物の埋立て、盛土その他の土地への堆積を行う事業
- （5） 資材、廃材等を集積する事業
- （6） その他規則で定める事業

2 前項の規定は、次に掲げる事業については、適用しない。

- （1） 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく申請が必要な事業
- （2） 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく申請が必要な事業
- （3） その他規則で定める事業

3 第1項各号に掲げる事業であって規則で定める規模に満たないものを行おうとする事業者は、同項の規定による届出を行うよう努めなければならない。

4 第1項又は前項の規定により届出を行った事業者（以下「届出事業者」という。）は、届出後に事業計画を変更又は中止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（一部改正〔平成30年条例28号〕）

（公告及び閲覧）

第7条 市長は、前条第1項又は第3項の規定による届出があったときは、その旨を公告その他の方法により周知し、公告の日から30日間、当該届出に係る事業計画を市民の閲覧に供しなければならない。

（説明会）

第8条 届出事業者は、前条の閲覧期間内に周辺住民に対して当該届出に係

る事業計画の説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。ただし、事業計画を中止した場合その他規則で定める場合は、この限りでない。

- 2 届出事業者は、前項の説明会を開催するときは、市長にその旨を通知するとともに、当該説明会の開催を予定する日時、場所等を説明会開催日の10日前までに周辺住民に周知しなければならない。
- 3 届出事業者は、前条の閲覧期間内に説明会を開催できないときは、その理由を市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、前項の場合において、相当の理由があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、期限を付して、当該届出事業者に対し、説明会を開催するよう求めることができる。
- 5 届出事業者は、説明会終了後、速やかにその内容を記録した報告書を市長に提出しなければならない。

（意見書及び見解書）

第9条 届出事業者の事業計画に関し、生活環境に与える影響について意見を有する市民は、第7条に規定する公告の日から起算して45日を経過する日（同条の閲覧期間満了の日までに説明会が終了しない場合にあっては、当該説明会が終了した日から起算して15日を経過する日）までに、市長に対して意見書を提出することができる。

- 2 市長は、前項の意見書の提出があったときは、その要旨を記載した書面（以下「要旨」という。）を届出事業者に送付するものとする。
- 3 届出事業者は、前項の要旨の送付を受けたときは、送付を受けた日から15日以内に、要旨に対する見解を記載した書面（以下「見解書」という。）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、第1項及び前項の場合において、必要と認めるときは、関係機関の意見を求めることができる。
- 5 市長は、第1項の意見書、第3項の見解書又は前項の意見により、自然環境の保全のため必要と認めるときは、事業計画の変更を求めるものとする。

（不適正な事業活動の防止）

第10条 市長は、不適正な事業活動の早期発見及び防止のため、自然環境の変化に注意を払うよう努めるとともに、関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 市民は、不適正な事業活動の早期発見及び防止のため、できる限り周辺環境に注意を払うように努めるとともに、不適正な事業活動を発見したときは、直ちにその旨を市又は関係機関に通報するよう努めなければならない。

3 市長は、不適正な事業活動が行われ、又はそのおそれがあるときは、直ちに現状の調査を行わなければならない。

4 市長は、不適正な事業活動を確認したときは、その事業者に対して、適切な措置を講ずるよう求めなければならない。

（自然環境保全協定）

第11条 市長は、自然環境保全のために必要があると認めるときは、事業者との間に自然環境保全協定を締結することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、環境基本条例第16条に規定する嘉麻市環境審議会の意見を求めなければならない。

（報告及び立入調査）

第12条 市長は、不適正な事業活動の早期発見及び防止のために必要な限度において、事業者に報告を求め、又は関係職員に当該事業に係る土地への立入調査を行わせることができる。

2 前項の立入調査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（指導及び勧告）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その事業者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

（1） 第6条第1項の規定による届出を怠り、又は届出に明示されていない事業活動を行っているとき。

（2） 第8条第1項又は第4項の規定による説明会を正当な理由なく開

催しないとき。

(3) 第9条第5項の規定による事業計画の変更の求めに応じないとき。

(4) 前条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入調査を正当な理由なく拒んだとき。

(一部改正〔平成30年条例28号〕)

(中止命令等)

第14条 市長は、不適正な事業活動を行っている事業者が第10条第4項の求めに応じないときは、当該事業者に対して、相当の期間を定めて、その行為の中止を命じ、必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

2 事業者は、前項の規定による措置を講じた場合において、市長が必要と認めるときは、当該措置に係る検査を受けなければならない。

3 事業者は、前項の規定による検査を受けた措置について有効に保持しなければならない。

4 市長は、事業者が第1項の規定による命令に従わず、かつ、市民に重大な被害をもたらした場合は、安全な生活環境を守るため、当該事業者の費用を持って必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境保全監視員)

第15条 市長は、自然環境の保全のために必要な監視及び指導を行わせるため、自然環境保全監視員を置くことができる。

2 自然環境保全監視員に関し、必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成30年条例28号〕)

(公表)

第16条 市長は、次に掲げる場合において、特に必要と認めるときは、その内容を公表することができる。

(1) 第13条の規定による勧告に従わないとき。

(2) 第14条第1項の規定による命令に従わないとき。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第18条 第14条第1項の規定による命令に従わない者は、100万円以

下の罰金に処する。

- 2 第14条第3項の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条の規定は、平成20年3月1日から施行する。

(暫定条例の廃止)

- 2 次に掲げる条例（以下「暫定条例」という。）は、廃止する。

(1) 碓井町自然環境保護条例（平成3年碓井町条例第13号）

(2) 山田市自然環境保全条例（平成10年山田市条例第13号）

(3) 嘉穂町自然環境保護条例（平成10年嘉穂町条例第16号）

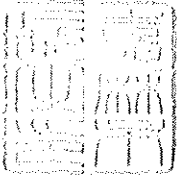
(廃止に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、廃止前の暫定条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 4 施行日の前日までに、廃止前の暫定条例の規定により締結された自然環境保全協定等は、この条例の規定による自然環境保全協定とみなす。
- 5 施行日の前日までにした行為に対する附則第2項第1号及び第2号に掲げる暫定条例の罰則の適用については、なお廃止前の暫定条例の例による。

附 則（平成30年6月26日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

公害防止協定書



嘉麻市（以下「甲」という。）と、NOK九州株式会社 嘉麻工場（以下「乙」という。）とは、地域環境保全のため、公害防止、工場緑化等について次のとおり協定を締結する。

（大気汚染防止対策）

第1条 乙は、ばい煙による大気汚染を防止するため、次の各号により措置するものとする。

- （1） ボイラー等の使用燃料は硫黄含有率の低いものを使用し、必要に応じて、排煙脱硫装置及び集じん装置設置等の対策を講ずるものとする。
- （2） 乙は、甲が必要と認めたときは亜硫酸ガス濃度を測定し、結果を甲に報告するものとする。
- （3） 乙は、甲が必要と認めたときは、ばいじんに係るばい煙濃度の測定結果を甲に報告するものとする。
- （4） ばい煙の排出濃度は次のとおりとする。

ア 硫黄酸化物 福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例に定められている排出基準（大気汚染防止法における硫黄酸化物の排出基準）により算出する。
ただし、k値は9とする。

イ 窒素酸化物 180ppm以下

ウ ばいじん 0.02g/m³N以下

（水質汚濁防止対策）

第2条 乙は、排水水による水質汚濁を防止するため、次の各号により設置するものとする。

- （1） 乙は、排水中の汚染物質除去のため、油水分離槽を設けること。

ア 鉱油類含有量 2ppm以下

- （2） 排水処理施設（し尿浄化槽）により排水処理施設出口において、次の排水処理基準に適合するまで処理したのち排出するものとする。

ア 水素イオン濃度（水素指数） PH5.8以上 8.6以下

イ 生物化学的酸素要求量（BOD） 20ppm以下（日間平均）



ウ 浮遊物質（SS） 25 ppm以下（日間平均）

エ 大腸菌群 3,000個/cm²（日間平均）

- （3） 排水する水質の確認のため、年2回以上測定し、その結果を甲に報告するとともに、万一水質基準に適合しないときは、乙は、速やかに必要な措置を取るものとする。

（騒音、振動防止対策）

第3条 乙は、騒音を防止するため、騒音を発する機器等には消音装置等適切な措置を講じ、敷地境界での音を昼間65デシベル以下、夜間55デシベル以下にするものとする。振動については、昼間65デシベル以下、夜間60デシベル以下にするものとする。

（産業廃棄物の処理）

第4条 乙は、産業廃棄物の処理については、次の各号により措置するものとする。

- （1） 産業廃棄物は、努めて再利用すること。
- （2） 処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適切に処理すること。

（悪臭防止対策）

第5条 乙は、悪臭を防止するため、脱臭装置の設置等適切な措置を講じ、周辺に被害を及ぼさないよう措置するものとする。

（交通安全対策）

第6条 乙は、交通安全対策のため、特に貨物自動車等の大型車の運行については、スピードを制限する等適切な措置を講じ、事故防止に努めるとともに、周辺に迷惑を及ぼさないよう配慮するものとする。

（事故等の措置）

第7条 乙は、公害を発生させる恐れのある施設について、故障、破損その他の事故が発生したときは、ただちに所要の措置を講ずるとともに、必要に応じて、当該施設の操業短縮又は一時停止等の措置を行い、事故の復旧に努めるものとする。

- 2 前項の事故が発生したときは、乙は、事故の状況等について直ちに甲に報告するものとする。この場合において、甲が乙の講ずべき措置について必要な指示を与え

たときは、乙はこれに従うものとする。

- 3 甲は、乙が公害防止に必要な措置を行うにあたっては、可能な限り努力するものとする。

(立入調査)

第8条 甲は、その職員及び甲が依頼した学識経験者をして、随時乙の工場内に立ち入り、公害防止の実施状況を調査させるものとする。この場合において、甲が必要と認めたときは、甲が認める地元住民代表を参加させることができるものとする。

- 2 甲は、乙が公害その他において地元住民に迷惑を及ぼしたときは、必要に応じて、甲が行う立ち入り調査に、甲が認める地元住民代表を参加させることができるものとする。

- 3 乙は、前二項による調査には、すすんで協力するものとする。

(資料の提供及び公開)

第9条 乙は、甲から公害防止に関し資料の要求があったときは、速やかにこれを提出するものとする。

- 2 甲は、前項に規定により提出された資料を公開できるものとする。

(環境の美化)

第10条 乙は、工場内外の環境保全と美観維持を図るため、その敷地のうち嘉麻市工場立地法地域準則条例に定められた範囲以上を緑地帯とし、その他の敷地及び法面には、グリーンベルトとして芝、花木を植えるなど可能な限り緑化するものとする。

- 2 緑地帯等の樹木の選定にあたっては、特に周辺的美観保持について配慮するものとする。

(公害防止管理者等の設置)

第11条 乙は、公害防止管理者等を常置し、公害関係事項について甲と連絡を密にするものとする。

(無過失賠償責任)

第12条 乙は、工場が排出する物質及び関連施設の事故に起因して地域住民に被害を与えたときは、直ちに、その防止対策を講ずるとともに、その損害を賠償するものとする。

(改訂)

第 13 条 公害防止対策改善のため、この協定を改訂しようとするときは、甲、乙協議して行うものとする。

(協議)

第 14 条 乙は、公害防止関係法令に定める特定施設を新設、増設しようとするときは、事前に甲と協議しなければならない。

2 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定の実施に関し必要な事項を定める必要が生じたときは、そのつど甲、乙協議して定めるものとする。

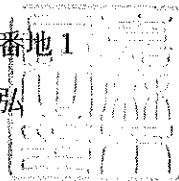
この協定を証するため協定書を 2 通作成し、甲、乙記名押印の上それぞれ各 1 通を保有する。

令和 8 年 4 月 1 日

甲

嘉麻市岩崎 1 1 8 0 番地 1

嘉麻市長 赤間 幸弘

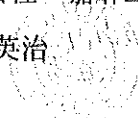


乙

嘉麻市大隈町 1 6 5 1 番地

NOK 九州株式会社 嘉麻工場

工場長 小宮 英治



公害防止協定書

嘉穂町嘉麻市（以下「甲」という。）と、福岡シーガル工業㈱NOK九州株式会社 嘉麻工場（以下「乙」という。）とは、地域環境保全のため、公害防止、工場緑化等について次のとおり協定を締結する。

（大気汚染防止対策）

第1条 乙は、ばい煙による大気汚染を防止するため、次の各号により措置するものとする。

- （1） ボイラー等の使用燃料は硫黄含有率の低いものを使用し、必要に応じて、排煙脱硫装置及び集じん装置施設等の対策を講ずるものとする。
- （2） 乙は、甲が必要と認めたときは亜硫酸ガス濃度を測定し、結果を甲に報告するものとする。
- （3） 乙は、甲が必要と認めたときは、ばいじんに係るばい煙濃度の測定結果を必要と認めたときは、甲に報告するものとする。
- （4） ばい煙の排出濃度は次のとおりとする。
 - ア 硫黄酸化物 福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例に定められている排出基準（大気汚染防止法における硫黄酸化物の排出基準）嘉穂町公害防止条例施行規則第2条により算出する。ただし、k 値は9とする。
 - イ 窒素酸化物 180ppm以下
 - ウ ばいじん 0.02g／Nm³以下

（水質汚濁防止対策）

第2条 乙は、排水による水質汚濁を防止するため、次の各号により設置するものとする。

- （1） 乙は、排水中の汚染物質除去のため、油水分離槽を設けること。
 - ア 鉱油類含有量 2ppm以下
- （2） 排水処理施設（し尿浄化槽）により排水処理施設出口において、次の排水処理基準に適合するまで処理したのち排出するものとする。
 - ア 水素イオン濃度（水素指数） PH5.8以上 8.6以下
 - イ 生物化学的酸素要求量（BOD） 20ppm以下（日間平均）
 - ウ 浮遊物質（SS） 25ppm以下（日間平均）
 - エ 大腸菌群 3,000個／㎤（日間平均）

- （2） 排水する水質の確認のため、年2回以上測定し、その結果を甲に報告するとともに、万一水質基準に適合しないときは、乙は、速やかに必要な措置を取るものとする。

（騒音、振動防止対策）

第3条 乙は、騒音を防止するため、騒音を発する機器等には消音装置等適切な措置を講じ、敷地境界での音を昼間65デシベル以下、夜間55デシベル以下にするものとする。振動については昼間65デシベル以下、夜間60デシベル以下にするものとする。

（産業廃棄物の処理）

第4条 乙は、産業廃棄物の処理については、次の各号により措置するものとする。

- （1） 産業廃棄物は、努めて再利用すること。
- （2） 焼却等により減量化に努めること。→※焼却は平成13年から廃止になっているため削除
- （2） 処分にあたっては、周辺に被害を及ぼさないよう廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適切に処理すること。

（悪臭防止対策）

第5条 乙は、悪臭を防止するため、脱臭装置の設置等適切な措置を講じ、周辺に被害を及ぼさないよう措置するものとする。

（交通安全対策）

第6条 乙は、交通安全対策のため、特に貨物自動車等の大型車の運航については、スピードを制限する等適切な措置を講じ、事故防止に務める努めるとともに、周辺に迷惑を及ぼさないよう配慮するものとする。

（事故等の措置）

- 第7条 乙は、公害を発生させる恐れのある施設について、故障、破損その他の事故が発生したときは、ただちに所要の措置を講ずるとともに、必要に応じて、当該施設の操業短縮又は一時停止等の措置を行ない、事故の復旧に務める努めるとともに、周辺に迷惑を及ぼさないよう配慮するものとする。
- 2 前項の事故が発生したときは、乙は、事故の状況等について直ちに甲に報告するものとする。この場合において、甲が乙の講ずべき措置について必要な支持を与えたときは、乙はこれに従うものとする。
 - 3 甲は、乙が公害防止に必要な措置を行うにあたっては、可能な限り努力するもの

とする。
(立入調査)

第 8 条 甲は、その職員及び甲が依頼した学識経験者をして、随時乙の工場内に立ち入り、公害防止の実施状況を調査させるものとする。この場合において、甲が必要と認めたときは、甲が認める地元住民代表を参加させることができるものとする。

2 甲は、乙が公害その他において地元住民に迷惑を及ぼしたときは、必要臭い時手、甲が行う立ち入り調査に、甲が認める地元住民代表を参加させることができるものとする。

3 乙は、前二項による調査には、すすんで協力するものとする。

(資料の提供及び公開)

第 9 条 乙は、甲から公害防止に関し資料の要求があったときは、速やかにこれを提出するものとする。

2 甲は、前項に規定により提出された資料を公開できるものとする。

(環境の美化)

第 10 条 乙は、工場内外の環境保全と美観維持を図るため、その敷地のうち~~2-5%~~嘉麻市工場立地法地域準則条例に定められた範囲以上を緑地帯とし、その他の敷地及び法面には、グリーンベルトとして芝、花木を植えるなど可能な限り緑化するものとする。

2 緑地帯等の樹木の選定にあたっては、特に周辺の美観保持について配慮するものとする。

(公害防止管理者等の設置)

第 11 条 乙は、公害防止管理者等を常置し、公害関係事項について甲と連絡を密にするものとする。

(無過失賠償責任)

第 12 条 乙は、工場が排出する物質~~並びに~~及び関連施設の事故に起因して地域住民に被害を与えたときは、直ちに、その防止対策を講ずるとともに、その損害を賠償するものとする。

(改訂)

第 13 条 公害防止対策改善のため、この協定を改訂しようとするときは、甲、乙協議して行うものとする。

(協議)

第 14 条 乙は、公害防止関係~~法律~~法令に定める特定施設を新設、増設しようとするときは、事前に甲と協議しなければならない。

2 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、そのつど甲、乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため協定書を 2 部作成し、甲、乙記名押印の上それぞれ各 1 通を保有する。

~~平成 8 年 4 月 3 日~~令和 8 年 4 月 1 日

甲

~~嘉麻市大字大隈町 7-3-3~~嘉麻市岩崎 1 1 8 0 番地 1
~~嘉穂町長 高倉円次~~嘉麻市長 赤間 幸弘

乙

嘉麻市大隈町 1 6 5 1
~~福岡シーエル工業(株)~~NOK 九州株式会社 嘉麻工場
~~代表取締役社長 鈴木昭治~~工場長 小宮 英治

様式第 1 号 (第 3 条関係)

第 1 種井戸地下水採取許可申請書

2026 年 4 月 24 日

嘉麻市長 様

申請者 住 所 福岡県福岡市中央区那の津5丁目3番1号

J A 北九州ファーム株式会社

氏 名 代表取締役社長 坂爪 義弘 ㊞

(電話 092-738-2002)

嘉麻市地下水採取規制条例第 7 条の規定により、次のとおり申請します。

井戸の設置予定場所		嘉麻市泉河内字ソヲツ谷3076, 3076-2, 3087-1, 3088-1, 3093-3, 3093-9
地下水採取の目的及び用途		養豚施設での利用の為 (養豚場)
井戸	井戸の名称又は番号	
	深度 (地表面下m)	100~150m
	口径 (mm)	100mm
	ストレーナーの位置 (地表面下m)	m ~ m m ~ m
揚水機	種類・型式	水中ポンプ
	吐出口の断面積 (cm ²)	12.56cm ²
	原動機出力 (kw)	
	1 時間当たりの揚水能力 (m ³ /h)	
	揚程 (m)	



採 取 量	1日当たりの平均採取量 (m ³ /日)	57.7m ³ /日		
	年間採取量	21,061m ³ /年		
	年間稼動日数	365日		
	1日当たりの採取時間	24h時間中、 受水槽に設置の電極棒制御により採水		
水量測定器の種類・型式		量水計		
井戸設置工事の着手予定年月日		令和 8年	**月	**日
井戸設置工事の完了予定年月日		令和 8年	**月	**日
地下水採取開始予定年月日		令和 9年	5月	1日
※受理年月日	令和8年5月7日	※許可番号	第	号

- 備考
- 1 井戸の位置を示す図面（案内図）を添付すること。
 - 2 井戸設置場所の登記簿の謄本及び公図の写しを添付すること。
 - 3 井戸の構造図（柱状図）を添付すること。
 - 4 設置する揚水機及び水量測定器の概要（カタログ等）を添付すること。
 - 5 ※印の欄は、記入しないこと。



嘉麻市肥育農場の概要について

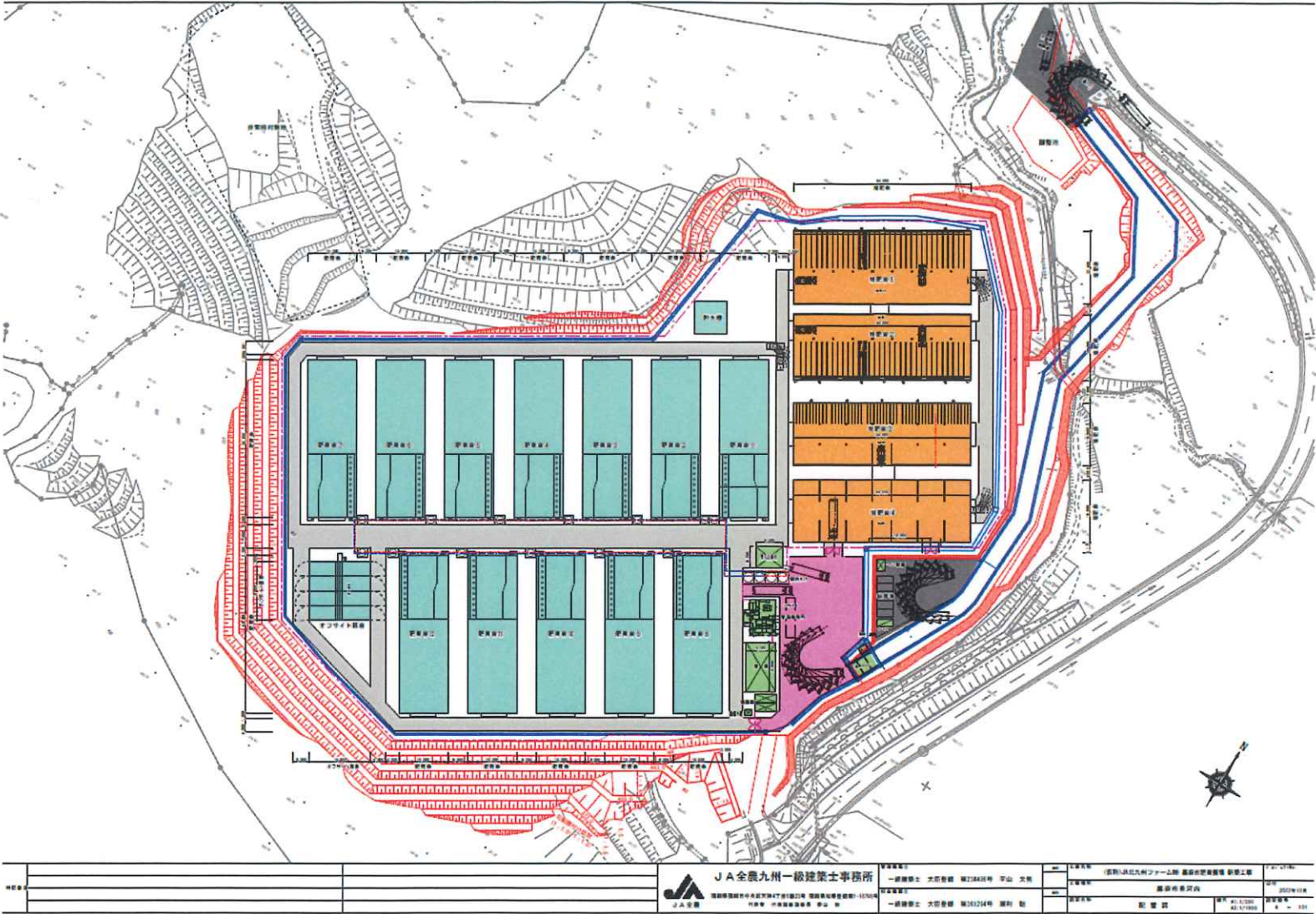
- ・ 建設用地：嘉麻市泉河内字ソヲツ谷 3 0 8 1－2 8
- ・ 常時飼養規模：肉豚 約 6, 0 0 0 頭
- ・ 肉豚生産頭数：年間 約 1 8, 0 0 0 頭
- ・ 施設面積：2. 8 h a
- ・ 主要施設：肥育豚舎 (720. 00m² × 12棟)
隔離豚舎 (338. 40m² × 1棟)
堆肥舎 4棟 (4, 341. 6m²)
管理事務所 (87. 42m² × 1棟)
- ・ 建設時期：令和8年4月～令和9年3月(予定)

嘉麻市 肥育農場(建設予定地)



嘉麻市 完成

嘉麻市 肥育農場配置図



 JA全農九州一級建築士事務所 福岡県福岡市中央区天神4丁目1番1号 福岡県会館4階401号 電話092-281-1100 代表者 中島隆雄 代表者 中島 隆		一級建築士 大田豊樹 福岡243号 平山 文男 一級建築士 大田豊樹 福岡224号 瀬利 聡	建築主 福岡県農業センター 嘉麻市肥育農場 肥育工場 建築主 福岡県農業センター 嘉麻市肥育農場 肥育工場	設計 福岡県農業センター 嘉麻市肥育農場 肥育工場 設計 福岡県農業センター 嘉麻市肥育農場 肥育工場	2022年11月 第1版
--	--	--	---	---	--

井戸ボーリングについて

工法①ロータリー工法

ボーリング機械の油圧・トリコンビット・泥水によりボーリングを行う
ボーリング完了後、塩ビパイプを挿入しなければ水量の確認ができません
泥水は循環方式で行い、垂れ流しは行いません

工法②エアハンマー工法

ボーリング機械、大型コンプレッサー、ハンマービットを用いて行う
岩盤のような孔壁の崩壊しない地層が対象となる
大型コンプレッサーの圧縮空気は地上にあがろうとする性質もっている
その性質を利用して掘削中に地下水が存在していれば地下水が地上に流出します
地下水が存在していた時には、掘削時点で水量の概略確認ができます

ボーリング掘削完了後に塩ビパイプを挿入します

井戸の口径は塩ビパイプVP100仕上げとします

この口径は一般的な家庭用で用いられる口径と同様の大きさです

井戸深度はエアハンマー工法により水量を見ながら決定します

なお、エンジン・発電機・コンプレッサーは防音型を使用し騒音とならないよう努めます

参考に、昨年6月に弊社で実施した「筑前農場」でのボーリング柱状図を添付します

11mまでロータリー工法により泥水掘削を行い、塩ビVP150を挿入しました
その後、エアーハンマー工法により掘削を行い、塩ビVP100を挿入しました

この井戸の水量は

深度40mでは1分間に15ℓの水量

深度42mでは1分間に80ℓの水量

深度50mでは1分間に150ℓの水量

深度72mでは1分間に300ℓの水量を確認いたしました

工法①ロータリー工法



ボーリング掘削状況写真



ボーリング掘削状況写真



トリコンビット

工法②エアハンマー工法



使用するエアコンプレッサー



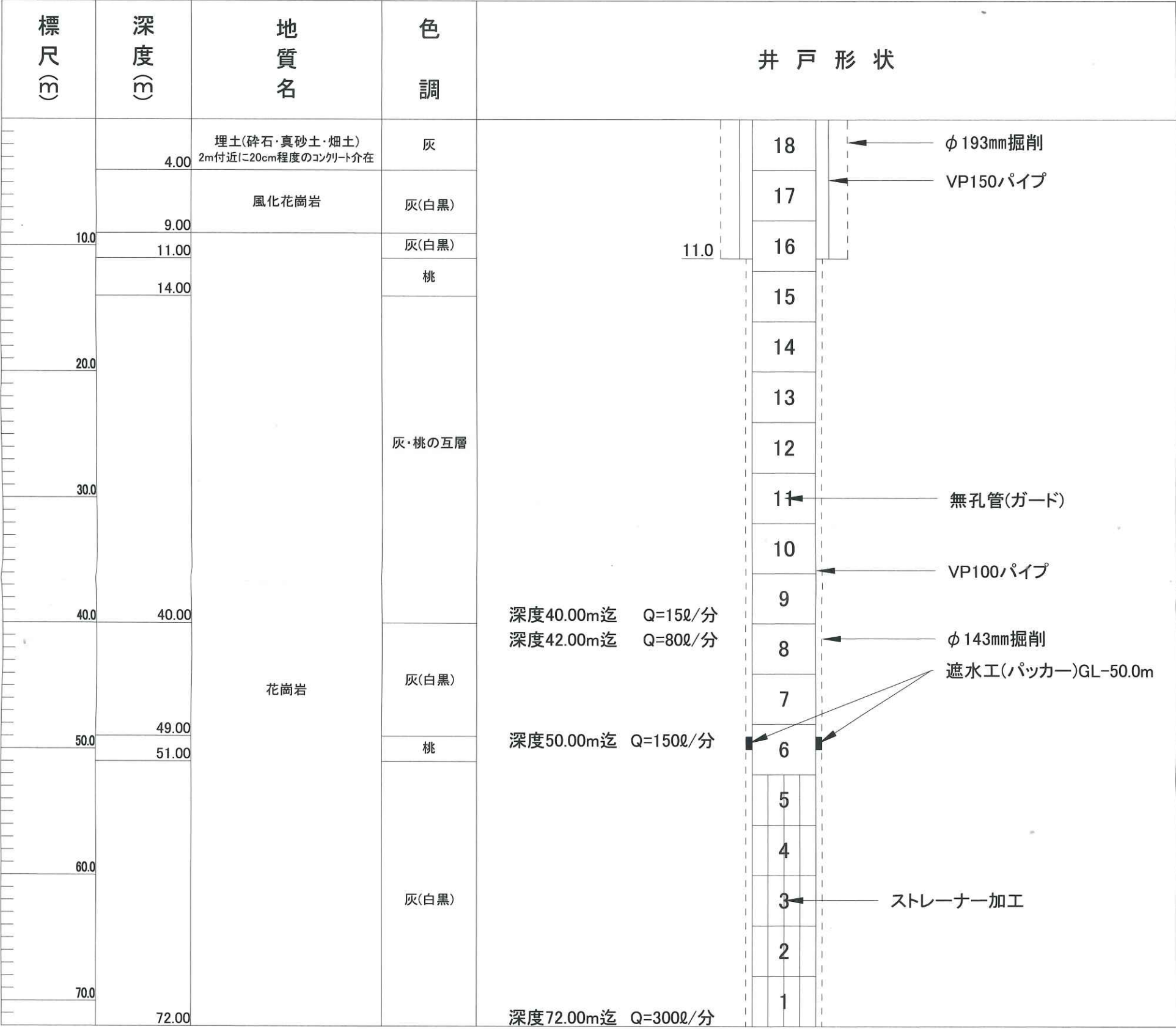
エアハンマー掘削状況写真



ハンマービット

井戸ボーリング柱状図

工 事 名	(仮称)JA北九州ファーム(株)筑前繁殖農場		
調 査 場 所	福岡県朝倉郡筑前町櫛木	調 査 会 社	朝倉地質工業株式会社



様式第 12 号 (第 7 条関係)

地下水採取説明会結果報告書

令和 8 年 / 月 20 日

嘉麻市長 様

報告者 住 所 福岡市中央区那の津 5 丁目 3
氏 名 J A 北九州ファーム株式会社
代表取締役社長 坂爪 義弘
(電話 0 9 2 - 7 3 8 - 2 0 0 2)



地下水採取に関する周辺住民への説明会を下記のとおり開催しましたので、嘉麻市地下水採取規制条例第 8 条第 4 項の規定により報告します。

井戸の設置場所	嘉麻市泉河内字ソヲツ谷 3 0 8 1 - 2 8
説明会の開催日時	令和 8 年 1 月 1 5 日 (木)
	1 3 時 3 0 分 ~ 1 4 時 3 0 分
説明会の開催場所	嶋田氏自宅
出席者数	1 1 名
説明内容	添付資料のとおり
質疑・要望事項	議事録のとおり
質疑・要望への対応	議事録のとおり

備考 説明会の出席者名簿 (住所、氏名を記載したもの) を添付すること。



令和 8 年 1 月 15 日

作成：坂口

新規肥育農場建設にともなう地下水採取に関する住民説明会（議事録）

1. 日 時：令和 8 年 1 月 15 日 13 時 30 分～14 時 30 分

2. 場 所：嶋田孝志氏自宅

3. 出席者：四ヶ畑区 嶋田孝志氏、吉貝農事区長、嶋田組長、嶋田水利組合長
泉河内区 品原区長
嘉麻市役所環境課 園田主事、頼金担当
朝倉地質工業㈱ 時川代表、時川氏
JA 北九州ファーム㈱ 渡辺アドバイザー、坂口取締役
※別紙、出席者名簿添付

4. 目 的：新規肥育農場建設にともない嘉麻市地下水採取規制条例にもとづき、第 1 種井戸（揚水機の吐出口の断面積が 6 cm²を超える）を掘るため、周辺住民に対して説明会を実施する。

5. 説明内容：

（1）新規肥育農場の概要について

資料にもとづき、JA 北九州ファーム㈱ 坂口取締役より説明が行われた。

（2）井戸ボーリングについて

資料にもとづき、朝倉地質工業㈱ 時川代表より説明が行われた。

6. 質疑応答：

（1）井戸の工事前と工事後に、近隣民家の井戸に影響がないか調査を行うという説明があった。農場が稼働して豚が井戸水を飲むようになってからが、影響が出ると考えられるため、農場稼働後にも 1～2 年程度は近隣民家の井戸調査をしてもらいたい。

対象の近隣民家は 4 件。（嶋田孝志家、吉貝家、吉村家、靱田家）

回答：農場稼働後も近隣民家の井戸調査を行います。

（2）近隣民家の井戸に影響が出た場合の対応はどうするのか。文書に残してもらいたい。

回答：同意書に「嘉麻市地下水採取規制条例を遵守する」と記載しています。

7. その他：新規肥育農場建設にともなう地下水採取に関して説明内容を理解され、同意書に地元代表者が署名・捺印された。

以 上

同意書

J A北九州ファーム(株)が嘉麻市泉河内に計画している養豚農場建設にともなう地下水採取に関して、下記の内容で説明を受け理解したうえで同意いたします。

記

地下水採取場所	嘉麻市泉河内字ソフツ谷 3 0 8 1 - 2 8
地下水採取量	約 5 0 m ³ /日
地下水採取の目的	従業員・豚の飲料水および施設管理に使用

※嘉麻市地下水採取規制条例を遵守する。

以上

令和 8 年 / 月 15 日

(地元代表者)

泉河内行政区 区長

品原 勇二



四ヶ畑行政区 区長

吉貝 博己



(事業者)

住 所 福岡市中央区那の津5丁目3-1

名 称 J A北九州ファーム株式会社

代表取締役社長 坂爪 義弘

(電話 0 9 2 - 7 3 8 - 2 0 0 2)



○嘉麻市地下水採取規制条例

平成25年9月30日
条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、[嘉麻市環境基本条例\(平成19年嘉麻市条例第21号。以下「環境基本条例」という。\)](#)に規定する基本理念に基づき、市内における地下水の枯渇及び地盤の沈下を防止するため、地下水の採取について必要な規制を行うことにより、市民生活にかけがえのない資源である地下水を将来にわたって保全し、もって市民の健康で文化的な生活に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、[次の各号](#)に掲げる用語の意義は、[当該各号](#)に定めるところによる。

- (1) 井戸 動力を用いて地下水(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉を除く。)を採取するための施設をいう。
- (2) 第1種井戸 揚水機の吐出口の断面積(吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計をいう。以下同じ。)が6平方センチメートルを超える井戸をいう。
- (3) 第2種井戸 揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートル以下の井戸をいう。
- (4) ストレーナー 井戸に設けられた収水孔をいう。

(市の責務)

第3条 市は、市民生活に支障が生じないようにするための地下水の保全に係る施策の実施に努めなければならない。

(地下水採取者の責務)

第4条 市内において、地下水を採取する者は、地下水をかん養し、かつ、その採取量の縮減に努めるとともに、市が実施する地下水の保全に係る施策に協力しなければならない。

(地下水採取規制地域の指定)

第5条 市長は、地下水を採取することにより周辺住民の生活用水に必要な安定した地下水源に影響を及ぼし、又は地盤の沈下が生じるおそれがある地域を地下水採取規制地域として指定することができる。

2 市長は、地下水採取規制地域を指定するに当たっては、あらかじめ、[環境基本条例第16条第1項](#)に規定する嘉麻市環境審議会(以下「環境審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

3 市長は、地下水採取規制地域を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨を告示するとともに、市民に公表しなければならない。

4 [前2項](#)の規定は、地下水採取規制地域の指定を変更し、又は解除する場合について準用する。

(第1種井戸の許可)

第6条 地下水採取規制地域において、第1種井戸を設置しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。設置した第1種井戸について、ストレーナーの位置を変更し、又は吐出口の断面積を拡大しようとする場合(第2種井戸を第1種井戸に変更する場合を含む。)も、同様とする。

2 市長は、次に掲げる基準に適合していると認める場合でなければ、[前項](#)の許可をすることができない。

- (1) 周辺住民の地下水の有効的な利用に支障がないこと。
- (2) 既存の水道水源又は井戸に影響を及ぼすおそれがないこと。
- (3) 採取する地下水の用途が必要かつ適当であること。
- (4) 他の水をもって代えることが困難であると認められること。

3 市長は、[第1項](#)の許可に必要な条件を付することができる。

4 市長は、[第1項](#)の許可を行うに当たっては、あらかじめ、環境審議会の意見を聴かなければならない。

(許可の申請)

第7条 [前条第1項](#)の許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)
- (2) 地下水採取の目的及び用途
- (3) ストレーナーの位置、揚水機の種類、吐出口の断面積及び附属設備に関する事項
- (4) 1日の平均採取量
- (5) その他市長が必要と認める事項

(説明会の開催)

第8条 許可申請者は、[前条](#)の規定による許可の申請を行う前に、周辺住民に対し、地下水採取の内容についての説明会を開催しなければならない。

2 許可申請者は、[前項](#)の説明会を開催するときは、その開催日の10日前までにその旨を周辺住民に周知するとともに、市長に通知しなければならない。

3 市長は、[第1項](#)の説明会に職員を立ち合わせることができる。

4 許可申請者は、[第1項](#)の説明会を行ったときは、遅滞なくその結果を市長に報告しなければならない。

(第1種井戸の設置の届出等)

第9条 [第6条第1項](#)の規定により、第1種井戸の設置の許可を受けた者(以下「第1種井戸採取者」という。)は、第1種井戸を設置した日から15日以内にその旨を市長に届け出て、その検査を受けなければならない。

2 第1種井戸採取者は、[第7条各号](#)に掲げる記載事項に変更があったときは、その変更のあった日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(水量測定器の設置)

第10条 第1種井戸採取者は、第1種井戸に採取量を測定できる機器(以下「水量測定器」という。)を設置し、毎月の採取量を市長に報告しなければならない。

(許可の失効)

第11条 [第6条第1項](#)の許可は、第1種井戸採取者が[次の各号](#)のいずれかに該当したときは、その効力を失う。

(1) 第1種井戸を廃止したとき(揚水機を動力によらないものとしたときを含む。)

(2) 第1種井戸を第2種井戸に変更したとき。

2 [前項](#)の場合においては、第1種井戸採取者は、30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第12条 市長は、第1種井戸採取者が[次の各号](#)のいずれかに該当したときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(2) [第6条第3項](#)の規定により許可に付した条件に違反したとき。

(3) [第9条第1項](#)、[第10条](#)又は[第20条](#)の規定に違反したとき。

(4) [次項](#)、[第19条](#)、[第21条](#)又は[第23条](#)の規定による命令に違反した者

(5) その他第1種井戸採取者が法令又は[この条例](#)の規定に違反し、許可を継続させることが不適当であると市長が認めたとき。

2 市長は、[第6条第3項](#)の規定により許可に付した条件に違反した者に対し、その違反を是正するため、期限を定めて、必要な措置を講ずることを命ずることができる。

3 市長は、[第1項](#)の規定による許可の取消しを行うに当たっては、あらかじめ、環境審議会の意見を聴かなければならない。

(一部改正〔平成30年条例28号〕)

(第2種井戸の設置の届出等)

第13条 地下水採取規制地域において、第2種井戸を設置しようとする者は、あらかじめ、[第7条各号](#)に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

2 [前項](#)の届出をした者(以下「第2種井戸採取者」という。)は、第2種井戸を設置した日から15日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

3 第2種井戸採取者は、当該井戸を廃止したときはその廃止をした日から、[第1項](#)の記載事項に変更があったときはその変更があったときから30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(適用除外)

第14条 [第6条](#)から[前条](#)までの規定は、次に掲げる使用目的の井戸については、適用しない。

(1) 一般家庭における飲料水その他生活用水に供するための井戸

(2) 農業のかんがいの用に供するための井戸

(許可及び届出の承継)

第15条 [第9条第1項](#)の第1種井戸採取者又は[第13条第2項](#)の第2種井戸採取者(以下「採取者」という。)から当該井戸に係る施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該施設に係る採取者の地位を承継する。

2 採取者について、相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該井戸に係る施設を承継した法人は、採取者の地位を承継する。

3 [前2項](#)の規定により、採取者の地位を承継した者は、その承継のあった日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(一部改正〔平成30年条例28号〕)

(立入調査)

第16条 市長は、[この条例](#)の施行に必要な限度において、職員をして採取者に係る当該井戸が設置された土地に立ち入らせ、調査をさせることができる。

2 [前項](#)の規定により調査をする職員は、その職務権限を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 土地の占有者は、正当な理由がなければ、[第1項](#)の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(立入検査)

第17条 市長は、[この条例](#)による権限を行うため必要な限度において、職員をして採取者に係る当該井戸その他揚水機等の設備の設置の場所又は採取者の事業所若しくは事務所に立ち入り、当該設備その他の

物件を検査させることができる。

2 [前条第2項](#)の規定は、[前項](#)の立入検査について準用する。

3 採取者は、正当な理由がなければ、[第1項](#)の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(指導等及び勧告)

第18条 市長は、周辺住民の生活用水に必要な安定した地下水源に重大な影響を及ぼし、又は地盤の沈下が生じるおそれがあると認めるときは、採取者に対し、指導若しくは助言をし、又は期限を定めて必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(措置命令)

第19条 市長は、[前条](#)の規定による勧告を受けた者が当該勧告に係る措置を怠ったときは、期限を定めて、当該措置を講ずべきことを命ずることができる。

(勧告等の措置の届出)

第20条 [第18条](#)の規定による勧告又は[前条](#)の規定による命令を受けた者が当該勧告又は命令に係る措置を講じたときは、7日以内に市長に届け出て、その検査を受けなければならない。

(停止命令)

第21条 市長は、[第19条](#)の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、必要な限度において期限を定めて、地下水の採取の一時停止を命ずることができる。

(氏名等の公表)

第22条 市長は、[第18条](#)の規定による勧告又は[第19条](#)若しくは[前条](#)の規定による命令を受けた者が正当な理由なくしてその勧告又は命令に従わないときは、当該勧告又は命令に従わない内容及びその者の氏名等を公表することができる。

2 市長は、[前項](#)の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、公表をされることとなる者に対し、その理由を通知し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

(緊急措置命令)

第23条 市長は、予見することができなかつた特別の事情の発生により地下水の保全を図るため緊急の必要があると認めるときは、採取者に対し、相当の期間を定めて、地下水の採取の制限を命ずることができる。

(地下水保全協定)

第24条 採取者は、周辺住民又は市から当該井戸に係る協定の締結を求められたときは、これを締結するよう努めなければならない。

(委任)

第25条 [この条例](#)の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成30年条例28号〕)

(罰則)

第26条 [次の各号](#)のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) [第6条第1項](#)の許可を受けないで第1種井戸を設置して地下水を採取した者
- (2) [第12条第2項](#)、[第19条](#)、[第21条](#)又は[第23条](#)の規定による命令に違反した者

2 [次の各号](#)のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) [第6条第1項](#)の許可を受けるに当たり、偽りその他不正な手段を用いた者
- (2) [第9条第1項](#)若しくは[第2項](#)又は[第11条第2項](#)の規定に違反した者
- (3) [第16条第3項](#)又は[第17条第3項](#)の規定に違反して、[第16条第1項](#)の規定による立入調査又は[第17条第1項](#)の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、[前条](#)の違反行為をした場合においては、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して[同条](#)の罰金刑を科する。

(過料)

第28条 [第13条第1項](#)、[第2項](#)又は[第3項](#)の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 [この条例](#)は、公布の日から施行する。ただし、[第26条](#)から[第28条](#)までの規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成25年12月規則第38号で、同25年12月29日から施行)

(経過措置)

2 [第5条第1項](#)の規定による地下水採取規制地域の指定の際、現に当該地下水採取規制地域において、第1種井戸([第14条](#)の規定に該当する井戸を除く。)を設置している者は、当該指定の日(以下「指定日」という。)以後90日以内に[第7条各号](#)に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

3 [前項](#)の規定による届出をした者は、[第6条第1項](#)の許可を受け、[第9条第1項](#)の届出をしたものとみなす。

- 4 [附則第2項](#)に規定する第1種井戸の設置者は、指定日から1年以内に当該井戸に水量測定器を設置し、毎月の採取量を市長に報告しなければならない。
- 5 [第5条第1項](#)の規定による地下水採取規制地域の指定の際、現に当該地下水採取規制地域において、第2種井戸([第14条](#)の規定に該当する井戸を除く。)を設置している者は、指定日以後90日以内に[第7条各号](#)に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
- 6 [前項](#)の規定による届出をした者は、[第13条第1項](#)及び[第2項](#)の届出をしたものとみなす。

附 則(平成30年6月26日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。